

Q

《遺産分割について代理権を付与されている場合または同意権を行使する場合》

13

## 遺産分割に当たっての留意点

近々、遺産分割が予定されており、被補助人が相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、被補助人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか、思案しています。



A

遺産分割協議をする場合、被補助人だけが不利益を被ることがないように、十分に配慮してください。基本的には、法定相続分（民法第900条参照）が被補助人の取り分と考えてください。

### 【被補助人の相続分】

原則として遺産分割協議では、法定相続分を被補助人の相続分として確保していただきます。それが、相続における被補助人の権利を守ることになるからです。

なお、遺産の内容や被相続人との関係、その土地の慣習、他の相続人の構成などから、原則どおりにすることが必ずしも妥当とは言えない場合には、必ず事前に家庭裁判所にご相談ください。

### 【遺産分割に当たって】

相続人の間で意見がまとまらず、分け方が決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用する方法もあります。

なお、補助人と被補助人がともに相続人である場合、遺産分割協議にあたり、臨時補助人選任の手続が必要になることがあります（Q14参照）。